

1 瑞浪市の人口の推移

本市の人口は減少傾向にあり、平成28年で38,812人となっています。また、1世帯あたりの人数も減少しており、単身世帯の増加や核家族化が進んでいることがうかがえます。また、高齢化率は年々上昇し、平成28年で29.22%となっています。

表1 人口の状況

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
世帯数(世帯)	14,869	14,866	14,923	15,036	15,124	15,287
人口(人)	40,531	40,090	39,802	39,408	39,018	38,812
0~17歳	6,731	6,606	6,436	6,290	6,189	6,099
18~64歳	23,585	23,078	22,639	22,109	21,587	21,371
65歳以上	10,215	10,406	10,727	11,009	11,242	11,342
1世帯あたりの人数(人)	2.73	2.70	2.67	2.62	2.58	2.54
高齢化率(%)	25.20	25.96	26.95	27.94	28.81	29.22

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）



2 瑞浪市の障がい者数

(1) 障害者手帳所持者数からみた動向

① 障害者手帳所持者

療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあります。また、総人口に占める障がい者の割合が増加傾向にあります。

表2 年齢区分別・障害者手帳所持者数の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
身体障害者手帳所持者数 (A)	1,520	1,497	1,484	1,493	1,450	1,418
0～17歳	-	-	-	-	-	12
18～64歳	-	-	-	-	-	326
65歳以上	-	-	-	-	-	1,080
療育手帳所持者数 (B)	317	328	335	336	340	348
0～17歳	74	81	78	70	73	75
18～64歳	218	220	224	229	220	224
65歳以上	25	27	33	37	47	49
精神障害者保健福祉手帳所持者数 (C)	160	169	185	202	216	223
0～17歳	-	-	-	2	2	2
18～64歳	-	-	-	146	153	158
65歳以上	-	-	-	54	61	63
障がい者数 (D) = A+B+C	1,997	1,994	2,004	2,031	2,006	1,989
人口 (E)	40,171	39,741	39,414	39,022	38,785	38,231
D/E × 100 (%)	4.97	5.02	5.08	5.20	5.17	5.20

資料：庁内資料（各年度末現在）

※ (A) の平成23～27年度、(C) の平成23～25年度については年齢別集計をしていない。

※ 複数の障害者手帳を所持している人がいるため、(D) は実人数ではなく延べ人数である。

② 身体障害者手帳

身体障害者手帳所持者数は、減少傾向にあります。障がい別にみると、肢体不自由と内部障がいの占める割合が高くなっています。

表3 等級別・身体障害者手帳所持者の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1級（最重度）	436人	439人	427人	428人	424人	425人
2級	245人	235人	227人	226人	212人	205人
3級	394人	373人	370人	371人	347人	339人
4級	305人	311人	317人	326人	326人	311人
5級	81人	75人	76人	71人	69人	71人
6級	59人	64人	67人	71人	72人	67人
合計	1,520人	1,497人	1,484人	1,493人	1,450人	1,418人

資料：庁内資料（各年度末現在）

表4 障がい別・身体障害者手帳所持者の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
視覚障がい	85人	79人	80人	88人	83人	83人
聴覚・平衡機能障がい	110人	113人	114人	115人	116人	109人
音声・言語・そしゃく機能障がい	15人	16人	16人	17人	14人	14人
肢体不自由	830人	828人	824人	805人	773人	754人
内部障がい	480人	461人	450人	468人	464人	458人
合計	1,520人	1,497人	1,484人	1,493人	1,450人	1,418人

資料：庁内資料（各年度末現在）

③ 療育手帳

療育手帳所持者数は増加傾向にあります。障がい程度では、B1・B2の中軽度の判定の割合が高くなっています。

表5 判定別・療育手帳所持者の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
A（※）	62人	61人	60人	55人	54人	53人
A1（最重度）	42人	41人	41人	44人	45人	43人
A2（重度）	46人	49人	50人	49人	51人	53人
B1（中度）	95人	101人	107人	109人	110人	112人
B2（軽度）	72人	76人	77人	79人	80人	87人
合計	317人	328人	335人	336人	340人	348人

※A判定は、現在の判定では使用していない。

資料：庁内資料（各年度末現在）

④ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。平成23年度と平成28年度を比較すると、約1.4倍の増となっています。

表6 等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1級（最重度）	39人	44人	47人	50人	53人	53人
2級	105人	107人	112人	128人	137人	142人
3級	16人	18人	26人	24人	26人	28人
合計	160人	169人	185人	202人	216人	223人

資料：岐阜県東濃保健所（各年度末現在）

(2) 医療費助成制度の対象者数からみた動向

① 自立支援医療（精神通院）

精神疾患で通院する人に対し、自立支援医療※（精神通院）受給者証を交付しています。交付者数は、増加傾向にあります。

表7 自立支援医療（精神通院）受給者証交付者数の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
瑞浪市	—	—	—	254人	267人	279人
東濃保健所管内	1,550人	1,638人	1,730人	1,811人	1,864人	2,006人

※平成23～25年度は市別の集計をしていない。

資料：岐阜県東濃保健所（各年度末現在）

表8 自立支援医療（精神通院）受給者証交付者の病名別精神患者把握数（平成28年度）

		瑞浪市	東濃保健所管内
推計患者数	推計数	1,190人	6,375人
入院・通院別精神患者届出数			
症状性を含む器質性精神障がい	アルツハイマー型の認知症	4人	41人
	血管性認知症	—人	17人
	その他	2人	31人
精神作用物質による精神・行動障がい	アルコール使用による精神及び行動の障がい	5人	14人
	覚醒剤中毒	—人	—人
	その他	1人	2人
統合失調症・分裂型障がい及び妄想性障がい		55人	493人
気分（感情）障がい		136人	900人
神経症性障がい・ストレス関連障がい及び身体表現性障がい		25人	168人
生理的障がい及び身体的要因に関連した行動症候群		1人	8人
成人の人格及び行動障がい		—人	8人
精神遅滞		3人	19人
心理的発達障がい		11人	83人
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい及び特定不能の精神障がい		5人	34人
てんかん		31人	188人
その他		—人	—人
合計		279人	2,006人

資料：岐阜県東濃保健所（平成29年3月31日現在）

② 自立支援医療（更生医療・育成医療）

更生医療※受給者は、この4～5年では大きな変動はありません。育成医療※受給者は年によって大きく異なる傾向があります。

表9 自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者証交付者数の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
更生医療	29人	40人	41人	44人	44人	42人
育成医療	—人	—人	10人	14人	9人	5人

資料：庁内資料（更生医療：各年度末現在 育成医療：各年度実績）

※育成医療は平成25年度に県から市へ権限移譲されたもので、平成23・24年度は市で把握していない。

③ 福祉医療費助成対象者

福祉医療^{*}費助成制度のうち、障がい者にかかるものとして重度心身障害者医療と精神障害者医療^{*}があります。

○重度心身障害者医療の対象者

身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

○精神障害者医療の対象者

自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けている方のうち精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方

表 10 助成対象数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
重度心身障害者医療	1,303 人	1,619 人	1,628 人	1,649 人	1,612 人	1,607 人
精神障害者医療	153 人	138 人	151 人	157 人	153 人	182 人

資料：庁内資料（各年度末現在）

※重度心身障害者医療については、平成 24 年 10 月診療分から対象者の範囲が拡大された。

④ 指定難病・特定疾患

医療費助成の対象となる指定難病^{*}・特定疾患^{*}認定者数の推移です。障害者総合支援法で対象とする疾病は、指定難病よりも範囲が広がっています。

表 11 指定難病・特定疾患認定者数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
指定難病・特定疾患認定者	238 人	240 人	246 人	262 人	262 人	未公表

資料：岐阜県東濃保健所（各年度末現在）

※平成 28 年度については、本計画策定時点では公表されていない。

（3）障害福祉サービス利用決定状況からみた動向

① 障害福祉サービス利用決定者数

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービスの利用申請を受け、市は、心身の状態や日常生活に関する調査を行います。

表 12 障害福祉サービス利用決定者数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
障がい者（18 歳以上）	211 人	216 人	228 人
障がい児（18 歳未満）	91 人	108 人	110 人

資料：庁内資料（各年度末現在）

② 障がい者における障害支援区分別の障害福祉サービス利用決定者数

障害支援区分は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するにあたり、支援の必要度に応じた公平かつ適切なサービス利用を実現するために決定する区分です。6段階の区分があり、区分6が必要度が最も高いことを示します。居宅介護（ホームヘルプ）や生活介護等の「介護給付」を利用する場合は、この区分に応じて内容や支給量を決定します。なお、区分にかかわらず利用できるサービスもあり、就労移行支援や就労継続支援等の「訓練等給付」のみを利用している場合は、「区分なし」としていただきます。

なお、児童福祉法に基づく障害福祉サービス（障害児通所給付）の利用については、障害支援区分を設けていません。心身の状況等について調査を行った後、利用決定を行います。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（自立支援給付）を利用することもできます。

表 13 障害支援区分別の障害福祉サービス利用決定者数の推移

平成 26 年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	計
障害支援区分	区分 1	3 人	3 人	5 人	0 人	11 人
	区分 2	5 人	9 人	4 人	0 人	18 人
	区分 3	5 人	21 人	2 人	0 人	28 人
	区分 4	4 人	15 人	0 人	0 人	19 人
	区分 5	7 人	19 人	0 人	0 人	26 人
	区分 6	16 人	34 人	0 人	0 人	50 人
	区分なし	16 人	19 人	24 人	0 人	59 人
総 数	56 人	120 人	35 人	0 人	211 人	

平成 27 年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	計
障害支援区分	区分 1	2 人	3 人	3 人	0 人	8 人
	区分 2	5 人	9 人	5 人	0 人	19 人
	区分 3	7 人	19 人	2 人	0 人	28 人
	区分 4	2 人	20 人	2 人	0 人	24 人
	区分 5	8 人	19 人	0 人	0 人	27 人
	区分 6	16 人	31 人	0 人	0 人	47 人
	区分なし	16 人	17 人	30 人	1 人	64 人
総 数	56 人	118 人	42 人	1 人	217 人	

平成 28 年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	計
障害支援区分	区分 1	2 人	1 人	1 人	0 人	4 人
	区分 2	4 人	9 人	6 人	0 人	19 人
	区分 3	7 人	19 人	2 人	0 人	28 人
	区分 4	3 人	20 人	2 人	0 人	25 人
	区分 5	7 人	20 人	0 人	0 人	27 人
	区分 6	16 人	32 人	0 人	0 人	48 人
	区分なし	16 人	23 人	38 人	1 人	78 人
総 数	55 人	124 人	49 人	1 人	229 人	

資料：庁内資料（各年度末現在）

(4) 特別支援学級・特別支援学校の在籍者数

市内の公立学校数は、小学校7校、中学校5校で、特別支援学級[※]は、小学校に13学級、中学校に7学級設置されています（平成29年度現在）。市内には特別支援学校[※]はなく、市外にある東濃特別支援学校や恵那特別支援学校などに通っています。

表 14 瑞浪市立小中学校特別支援学級の在籍者数の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	33 人	42 人	44 人	39 人	41 人
中学校	23 人	24 人	31 人	26 人	28 人
合 計	56 人	66 人	75 人	65 人	69 人

資料：庁内資料（各年度 5 月 1 日現在）

表 15 東濃特別支援学校の在籍者数の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学部	13 人	12 人	11 人	12 人	11 人
中学部	7 人	8 人	11 人	9 人	10 人
高等部	19 人	15 人	14 人	18 人	20 人
合 計	39 人	35 人	36 人	39 人	41 人

資料：東濃特別支援学校（各年度 5 月 1 日現在）

3 近年の障がい者制度の動向

① 障害者権利条約の批准

平成19年9月に日本は障害者権利条約に署名し、それ以降、様々な国内法令の整備を経て、平成26年1月に批准、同年2月に効力を発生しました。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障がい者の権利を実現するための措置等について定めたものです。

② 障害者基本法の改正

平成23年8月に障害者基本法が改正され、共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが目的として規定されました。また、障がい者の定義に「発達障害」が明記されるとともに、障がい者に対する差別の禁止等が規定されました。

③ 児童福祉法等の改正

平成24年4月に児童福祉法等が改正され、身近な地域で支援を受けられるよう障がい児支援の強化が図られました。障害種別ごとに分かれていた施設・事業の体系が、児童福祉法に基づくサービスとして一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援とに体系が再編されるとともに、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援が創設されました。また、平成28年6月の児童福祉法等の改正において、都道府県・市町村は、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を定めることが規定されました。

④ 障害者虐待防止法の施行

平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されました。障がい者の権利利益の擁護を目的とし、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者に対する虐待を発見した場合の自治体への通報義務、養護者への支援等が規定されています。また、市町村の役割と責務として、関係機関との連携協力体制の整備、虐待防止センターとしての機能、養護者による虐待が障がい者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがある場合の立入調査について規定されています。

⑤ 障害者総合支援法の施行と改正

従来障害者自立支援法が、平成25年4月に障害者総合支援法に改正され、自立支援法にはなかった新たな基本理念が掲げられました。基本理念は、障害者基本法の目的規定を踏襲しており、共生社会を実現するため、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることをうたっています。また、制度の谷間にあった難病患者が障がい者の範囲に加えられたほか、重度訪問介護の対象の拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化等が定められました。また、平成28年6月改正では、平成30年4月から地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

⑥ 障害者優先調達推進法の施行

平成25年4月に障害者優先調達推進法が施行され、障がい者の自立の促進に資するため、公的機関においては、障害者就労施設等からの物品・役務の調達推進を図るための方針を定め、優先的・積極的に調達することとされました。

⑦ 障害者差別解消法の施行

平成25年に障害者差別解消法が公布され、平成28年4月に施行されました。障がい者を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を行うことが義務づけられました。

⑧ 障害者雇用促進法の改正

平成25年に障害者雇用促進法が改正され、平成28年度から雇用分野における障がい者の差別の禁止や合理的配慮^{*}の提供義務が定められるとともに、平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定されました。

⑨ 成年後見制度利用促進法の施行

平成28年4月に成年後見制度利用促進法が公布され、同年5月に施行されました。地域住民の需要に応じた成年後見制度^{*}の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化等が規定されました。

⑩ 発達障害者支援法の改正

平成28年8月に発達障害者支援法の一部が改正されました。支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障がい^{*}の特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障がい者の特性に応じた雇用管理を行うよう努めること等が定められました。